

例会日：火曜日 12：30～13：30

例会場：三条ロイヤルホテルTel34-8111

事務局：三条市本町3-5-25 三条ロイヤルホテル内

TEL 0256-35-7160 FAX0256-35-7488

H P：http://www.sanjo-nrc.org

会長挨拶：高橋 研一 会長



皆さん、こんにちは。

本日のお客様の高野義雄先生から卓話を頂けること、首を長くしてお待ち致しておりました。よろしくお願いします。

さて、当年30回目の挨拶は、経営に役立つ「思考の枠組み」ロジックツリーについて、お話しする予定でしたが、次回に変更し、松下幸之助氏の第4話を続けてお話しさせていただきます。

「私の人生、運99%、実力1%」と言い切った松下幸之助氏。前回ソケット販売には失敗したが、扇風機の碍盤1,000枚の注文を受け80円の利益が出たところまで話しました。では、続きます。

大正11年には町内に町工場ながら70坪の本工場を建設した。このときは手元資金が4500円であったが、強引に7000円あまりのものを建ててしまった。さて松下電器の基礎となった自転車ランプの製造、販売にとりかかったのは大正12年であった。このことを少し詳しく述べよう。

当時自転車のあかりはロウソク・ランプかアセチレン

本日の行事：卓話

「柏崎刈羽原発運転差止め請求訴訟について」

- ◆本日の出席：58名中26名
- ◆先々週の出席率：58名中37名 63.79%
(前年同期 76.92%)

- ◆本日のゲスト：弁護士 高野 義雄 様

- ◆先週のメイクアップ(敬称略)

13日 三条RC 本間建雄美、石川勝行
坂内康男、樋口勤、早川瀧雄

15日 役員理事新年会 斎藤正、高橋研一
外山裕一、早川瀧雄、花井知之
中原尚彦、淵岡茂、金子太一郎
松山浩仁

16日 地区ロータリー財団セミナー
早川瀧雄、外山裕一、森 宏

* 本日の配布書類等 ・ 週報No.1535

のガス・ランプであったが、いずれも不便なものと高価なので皆が閉口していた。私は以前自転車屋の小僧をしていたので、このことに興味を持っており、事実、自転車ランプの使用数を調べてみるとバカにならない数であることが分かった。もちろん当時でも電池ランプがあることはあったが、これは2、3時間で消耗し、しかも構造が不完全で実用にはならなかった。私は簡便な構造、無故障、電池の持続10時間以上ということを目標に約半年、100個に近い試作品を造った末、砲弾型でまずこれならというものが出来た。電池は市中のものを組み直してみると30—50時間もった。電池の値段が三十何銭、ロウソクでさえ1時間1本で2銭いる。「これは成功だ。たしかに売れる」と喜んだものだった。(中略)

さて販売だが、予想に反してこれが一番難関だった。取引の間屋のどこを回っても答えは同じ「ノー」だった。東京へも持っていったし、取引のない自転車屋も回ったが相手にしてくれない。6月から製造を始めて、はや2000個のストックが出た。木管屋との約束があるから生産を止めるわけにもいかず、電池も傷んでくるだろう。このときは全くあせった。

そこで私は「これは背水の陣をしることだ。製品の真価を知ってもらうために小売り屋に無料で配ろう」と決心した。まず3人の外交員をやとい、資本の続く限り、大阪中の小売り屋に2、3個のランプを置いて回り、うち1個はその際点火して「30時間以上もちます。品物に信用が置けるようになったら売ってください。その後安心ができたなら代金を払ってください」と言って歩かせた。全く松下電器の運命をかけた販売だった。

毎日待ち遠しいくらいに外交員の報告を聞くうち、評判は次第に高くなっていった。1カ月で4、5000個を預けているうちに代金回収もだんだん確実となり、2、3カ月もすると小売り屋から電話や葉書で注文がくるようになった。

日本経済新聞掲載 松下幸之助著「私の履歴書」より要約抜粋

幹事報告：松山 浩仁 幹事



- ・ R I バリー・ラシン会長より「ロータリーデーは開催されましたか？」
ロータリークラブの皆様へメッセージが届いています。
- ・ R I 2700 地区(福岡県) 岡野正敏ガバナーより
「ローターアクト研修会及び地区大会」の本登録のご案内
日時：2019 年 4 月 28 日(日)～29 日(月) 会場：福岡国際会議場・福岡パレ
- ・ 三条ローターアクトクラブより「3 月第一例会」のご案内
日時：平成 31 年 3 月 14 日(木)19：30～21：00
会場：三条・燕リサーチコア 4F 異業種交流室
- ・ TNK 東日観光(株)より 2019 年国際ロータリー ハンブルグ大会参加旅行募集案内
ご希望の方は事務局までお声がけください。
- ・ 三条市青少年健全育成ネットワークより
「三条市青少年指導委員、三条市青少年健全育成ネットワーク合同研修会」の開催について
日時：平成 31 年 3 月 16 日(土)10：00～12：00 会場：三条東公民館 多目的ホール 2
- ・ 新潟緑の百年物語緑化推進委員会より、平成 31 年度緑化助成事業案内が届いています。
- ・ 「7 クラブ現・次年度会長幹事のご案内」今年度は当クラブがホストクラブです。
日時：平成 31 年 4 月 5 日(土)18：30～ 会場：饒心亭 おゝ乃

ロータリー財団ボックス：19日現在累計186,000円

- | | | |
|----|-----|-------------------------------------|
| 大野 | 新吉君 | 財団に協力して!!本日の卓話、高野義雄先生、宜しくお願い申し上げます。 |
| 森 | 宏君 | 先月、2人目の孫が生まれたので1口。 |
| 高橋 | 彰雄君 | 財団に協力します。 |
| 吉田 | 文彦君 | 〃 |
| 渡辺 | 徹君 | 〃 |



米山奨学ボックス：19日現在累計1,281,000円

- | | | |
|----|-----|--|
| 羽賀 | 一真君 | 弁護士 高野先生、本日は柏崎刈羽原発訴訟について勉強させていただきます。 |
| 落合 | 益夫君 | 米山奨学に協力。 |
| 今井 | 克義君 | 〃 |
| 米山 | 忠俊君 | 〃 |
| 吉田 | 文彦君 | 〃 |
| 森 | 宏君 | 2/16 ロータリー財団セミナーに代理出席してきましたが、大変勉強になりました。 |



スマイルボックス：19日現在累計683,000円

- | | | |
|----|-----|------------------------|
| 外山 | 晴一君 | 高野先生、今日はありがとうございます。 |
| 岡田 | 健君 | 高野先生、卓話ありがとうございます。 |
| 石川 | 友意君 | 弁護士 高野先生の卓話に感謝して!! |
| 石黒 | 隆夫君 | スマイルBOXの委員に増強されました。 |
| 瀧岡 | 茂君 | まもなく3月。春に向かって頑張りましょう!! |



本日の行事：卓話「柏崎刈羽原発運転差止め請求訴訟について」

弁護士 高野 義雄 様



皆さん、こんにちは。弁護士の高野義雄です。
本日は、原発訴訟についてお話させて頂く機会を設けて頂きまして大変ありがとうございます。私は、柏崎刈羽原発運転差止め請求訴訟の原告側代理人の一人として、7年近く、訴訟活動を行って参りましたので、その立場から、この訴訟の内容についてお話させて頂きます。

ご存知のとおり、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震により福島第一原発が大事故を起こしました。この原発事故のため、避難途中で死亡された方々や生活を破壊されて絶望の余り自殺された方々がおられます。また、何万人もの方々が、住み慣れた故郷を離れざるを得なくなり、生活の基盤を破壊されてしまいました。

このような事故を二度と起こさせてはならないという考えで、私たちは、福島原発事故発生翌年4月に柏崎刈羽原発運転差止め請求訴訟を起こしました。現在の原告数は225名であり、新潟県内の全市町村に原告がおられる他、長野県、福島県、富山県、愛知県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県などに住んでおられる方々も原告になっておられます。原告の中には福島からの避難者の方もおられます。

この訴訟では、原発の周辺や直下で大地震が発生した場合などに破局的事故が起こり、放射線被ばくによる生命・健康被害の危険や、避難を余儀なくされて生活を破壊される危険があることを理由として、東電に対して柏崎刈羽原発1～7号機すべての原子炉の運転差止めを請求しています。

破局的事故が起きて原告ら住民に被害が生じる危険があるといえる根拠を訴訟ではいくつも主張していますが、本日は時間の関係もありますので、そのうちの何点かについて要点をご説明したいと思います。

第1に、原発施設直下の断層が地震の際にずれ動く可能性があり、そのようなことが起これば施設損傷が避けられません。柏崎刈羽原発の直下にはα断層、β断層、V系断層、L系断層など合計23本の断層が存在し、東電もこれを認めています。新規制基準は、約12～13万年前以降の活動が否定できる断層は将来も活動しないと評価するとの基

福島原発事故の発生



- 被告(東京電力)が運転する福島第一原発で、**炉心溶融事故**が発生、運転中だった1号機と3号機、運転停止中の4号機が**爆発**
- 年間放射線被ばく20mSv以上地域の避難者だけでも**十数万人の故郷喪失・生活破壊**
- 近藤駿介原子力委員会委員長は**250km圏避難を想定**

2

訴訟の概要

- 一次提訴 2012年(平成24年)4月23日 (132名)
二次提訴 2012年(平成24年)10月15日 (58名)
三次提訴 2018年(平成30年)10月24日 (35名) 合計225名
原告は、新潟県内の全市町村から1名以上。長野県、福島県、富山県、愛知県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県からも。福島からの避難者も。
- 求めていること
被告(東電)は、柏崎刈羽原発1～7号機すべての原子炉を運転してはならない(運転差止め)。
- 求める理由
原発周辺や直下で大地震が発生した場合などに破局的事故が起こり、原告らの**人格権が侵害される危険**があるから。
(福島のような事故を二度と起こさせてはならない。)
- 人格権侵害の態様
放射線被ばくによる生命・健康被害のおそれ
避難を余儀なくされ、生活を破壊されるおそれ

3

請求の具体的根拠

- ① 施設直下の断層が地震の際にずれ動く可能性
- ② 活断層の過小評価により基準地震動を過小設定
(施設の耐震性能不足)
- ③ 地震動予測の大きな誤差を考慮しないことにより
基準地震動を過小設定 (施設の耐震性能不足)
- ④ 中越沖地震で被災してダメージを受けている施設
- ⑤ 耐震解析(モデル計算)によるゴマカシ
- ⑥ 地震で敷地が液状化して施設が機能喪失
- ⑦ 重大事故時の緊急時対策所の不備
- ⑧ 避難計画の不備
- ⑨ 東電には原発を運転、管理する能力、資質がない

4

スライド 5.6は p.6 p7へ掲載

準を採用しており、東電は上記 23 本の断層につき約 12～13 万年前以降の活動が否定できるから将来活動することはないと主張しています。これに対し、原告側は、上記 23 本の断層については約 12～13 万年前以降に活動したことを否定することができず、かつ、そもそも新規制基準の活動性評価基準自体が緩すぎるのであって、約 40 万年前以降の活動が否定できない断層は将来活動する可能性があるとは判断するのが合理的であり、上記 23 本の断層が 40 万年前以降に

活動したことは明らかだから、将来活動する可能性があるとは主張しています。この主張は、政府の地震調査研究推進本部が活断層の活動性評価期間につき約 40 万年程度を目安とすることや主要な研究文献などを根拠としています。

第2に、東電は原発周辺の活断層の評価を誤っているため、基準地震動が過小設定となっており、原発施設の耐震性能が不足しています。図1に原発周辺の活断層の状況を示しました。東電は、原発の近くに原告側が主張する活断層があることを認めませんが、原告側は、変動地形学、地質学、地震学などの研究者の論文等によってそこに活断層があることを立証してきました。(基準地震動とは、原発の耐震設計や耐震性能評価に当たって想定する地震動(地震による揺れ)を意味します。)

第3に、地震に関する科学には限界があり、地震動の予測値には大きな誤差があるのに、東

将来活動する可能性のある断層か否かの判断基準

◆ **新規制基準は、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない断層を活断層とし、その認定に当たって、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って活動性を評価するとしている。**

◆ **しかし、約40万年前以降の活動が否定できない断層を活断層(将来活動する可能性のある断層)と判断するのが合理的である。**

<根拠>

① **主要な文献**における活動性評価期間は、「約30万年前以降」～「約200万年前以降」とされている。

② 政府の**地震調査研究推進本部**は、活断層の活動性評価期間につき約40万年程度を目安ととしている。

7

基準地震動の作成に使用する活断層評価の誤り

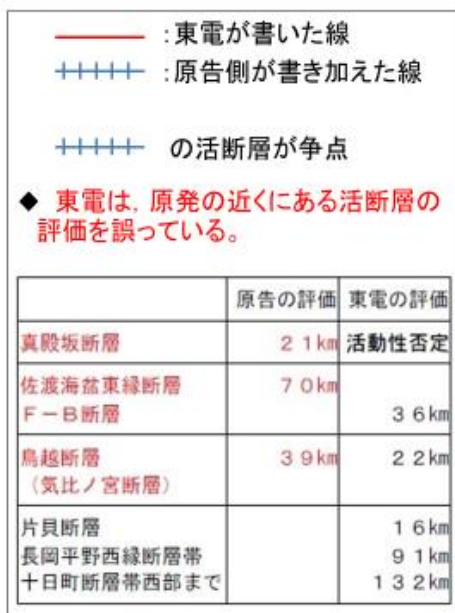


図1

8

基準地震動の策定方法の問題

◆ **地震動の予測は地震動の平均像を求めるものではない。**自然現象としての地震現象には大きなバラツキがあるから、予測値には大きな誤差がある。

◆ **現在利用できる距離減衰式の精度はまだ不十分で、距離減衰式で推定された地震動には倍、半分の幅がある。**予測値の1/2～2倍程度の範囲内の地震動になることが多いが**2倍を超える場合もよくある**といった程度ということ。

◆ **断層モデルを用いた手法による地震動予測では、耐震解析に必要なレベルの解析精度が保証されていない。**

これらは**研究者・専門家の常識**である。

◆ **被告の予測(想定)を遙かに超える大きな地震動が原発敷地に発生する可能性が高い。**

9

電はそれを考慮せずに基準地震動を過小に設定しているため、東電の想定を超える強い揺れが原発を襲う可能性があり、耐震性能が不足しています。地震動予測値に大きな誤差があることは専門家の常識です。

第4に、柏崎刈羽原発は中越沖地震で被災してダメージを受けている施設であるため、地震時に施設損傷が起きやすくなっています。中越沖地震時に柏崎刈羽原発1号機の原子炉建屋基礎版上で観測された最大加速度は680ガルでした。これに対し、東北地方太平洋沖地震時に福島第一原発2号機の原子炉建屋基礎版上で観測された最大加速度は550ガルでした。前者の方が大きかったのです。柏崎刈羽原発では中越沖地震時に原子炉建屋等に多数のひび割れが生じたことが確認されています。ボロボロの中古原発といってよい状態です。

第5に、地震時に敷地内で地盤が液状化して、防潮堤やフィルターベント設備が機能しなくなる可能性があります。原告側が提訴時に液状化の危険を主張したのに対して、東電は当初そのような危険はないと主張していましたが、数年経過後に危険を認めるに至りました。

第6に、避難計画が不備であるために事故発生時に全住民が安全に避難することができず、仮に避難できたとしても、避難を強いること自体が生活基盤の破壊になります。図2は、証拠提出してある放射性物質の拡散予測例の1つです。事故発生時に西風が吹いていると、三条市付近に大量の放射性物質が降ってくるのが予想されます。

以上のような事柄を原告側は訴訟の場で主張して参りました。



中越沖地震で被災した原発



10

福島第一原発では、原子炉建屋地下の壁面にひび割れが生じており、そこから地下水が流入している。福島第一原発6号機の地下2階の壁面のひび割れからの浸水状況の写真。
(政府事故調中間報告)



(3/26東京電力撮影)



(3/26東京電力撮影)

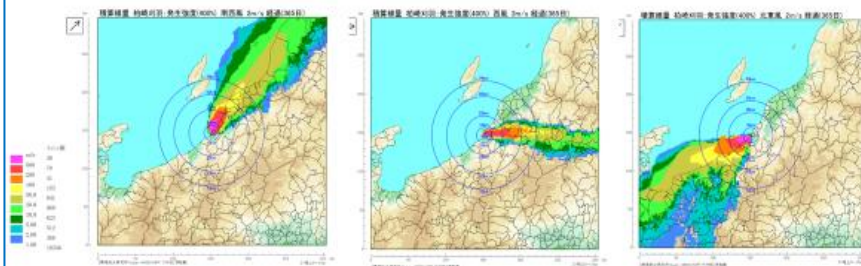
12

多数の避難者の発生

放射性物質の拡散予測例

…本件原発が事故を起こせば、大量の放射性物質が放出され、少なくとも20万人から百万人超の住民が避難を余儀なくされる。避難を強いること自体が人格権侵害。

図2



15

スライド 11.13.14 は p.7 p.8 へ掲載

ところで、原発は高コストで経済性がなく、社会的必要性が乏しい発電システムです。このことは、最近、日立がイギリスでの原発建設計画からの撤退を表明して、日本の原発輸出計画が全滅したことによって周知の事実となりました。その一方で、柏崎刈羽原発で破局的事故が起きた場合には、新潟県の多くの地域が永久に人の住めない土地になってしまい、日本国そのものが壊滅してしまうほど甚大な被害が発生するおそれもあります。このような高リスクの発電システムを、社会的必要性が乏しいにもかかわらず稼働させるのは明らかに不合理です。もし仮に原発の稼働が許容されることがあり得るとしたならば、それは極めて高度な安全性を備えていることが疑う余地なく十分に立証された場合に限られるというべきです。原告側は、今後、この点を訴訟で主張することを検討しています。次の口頭弁論は3月18日午後3時の予定です。

政府は原発再稼働を推進する方針を採っていますが、各種世論調査では、原発再稼働に反対する人が6割以上を占めています。原発再稼働反対の世論がより一層高まれば、裁判官が原発運転差止め認容判決を書き易くなるばかりでなく、政府が脱原発へと政策転換することを促す力にもなります。ロータリークラブの皆様からも原発再稼働反対の意思表示をして頂ければありがたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

[本稿は卓話の要約です。]

柏崎刈羽原発訴訟の今後

◆ 今後の主張立証の予定

- ・ 原発には社会的必要性がない
(高コストで経済性がない。原発輸出計画は全滅)
(事故による被害が甚大で、リスクが大きすぎる。)
- ・ 日本の規制基準は世界最高水準ではない。

◆ 次回口頭弁論 平成31年3月18日午後3時

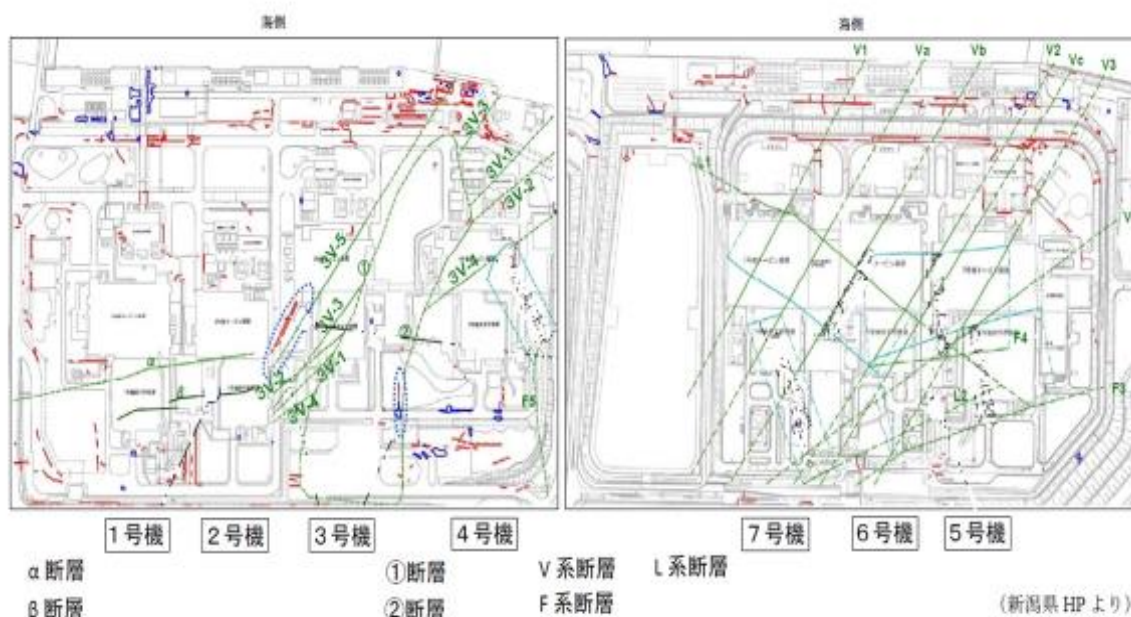
◆ 証拠と世論が重要

- ・ 専門技術者、科学者らの協力を得て証拠提出。
- ・ 私たち(皆さん)全員の声が世論になる。
JA佐渡(H27)、JA羽茂(H28)が原発再稼働反対決議
RCからも原発再稼働反対の意思表示を

16

施設直下に多数の断層

これらの断層が将来活動する可能性のある断層か否かの判断は、安田層の堆積年代の評価の問題に関連しており、論争中。活断層の判断基準にも関係



5

6, 7号機直下の断層の場合

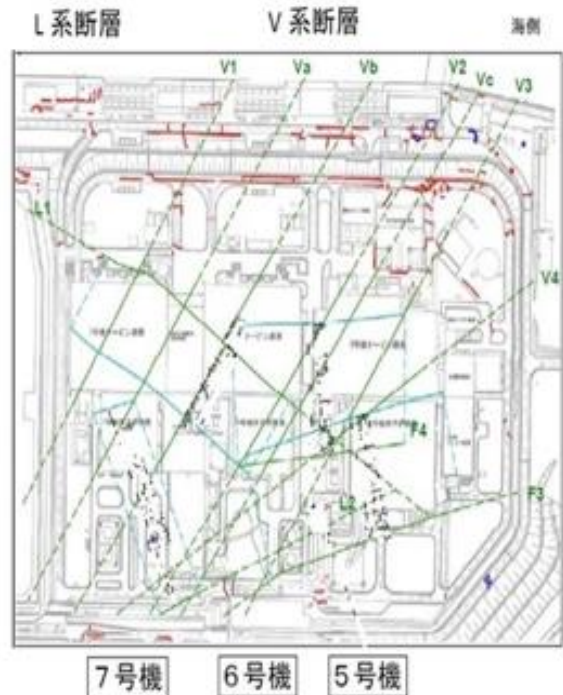
時代	広域火山灰	地層名	MS
第四紀	完新世	新期砂層	5 ~ 4
		香神砂層	
		大湊砂層	
		A ₁ 部層	
	更新世	A ₂ 部層	10 ~ 7260
		A ₃ 部層	
		A ₄ 部層	
第三紀	新新世	西山層	

・これまで安田層と呼んでいた地層の堆積時期は、中期更新世であることを確認したことから、古安田層と称する。

※1：更新世の始まりは約258万年前

F系断層
V系断層
L系断層

調査後の評価



6

地震による原子炉建屋基礎版上の揺れの最大加速度の比較

福島第一原発：設計時の想定値と東北地方太平洋沖地震時の観測値

設計時の想定値は約180ガルだった。

1978年耐震審査指針決定後は約270ガルになるとした。

観測点 (R/B基礎版上)		観測記録		
		最大加速度値 (ガル)		
		NS 方向	EW 方向	UD 方向
福島第一	1号機	460	447	258
	2号機	348	550	302
	3号機	322	507	231
	4号機	281	319	200
	5号機	311	548	256
	6号機	298	444	244

柏崎刈羽原発：設計時の想定値と中越沖地震時の観測値

		南北方向 ^{※1}		東西方向 ^{※1}		上下方向 ^{※1}	
		観測	設計 ^{※2}	観測	設計 ^{※2}	観測	設計 ^{※3}
1号機	最下階 (B5F)	311	274	680	273	408	(235)
2号機	最下階 (B5F)	304	167	606	167	282	(235)
3号機	最下階 (B5F)	308	192	384	193	311	(235)
4号機	最下階 (B5F)	310	193	492	194	337	(235)
5号機	最下階 (B4F)	277	249	442	254	205	(235)
6号機	最下階 (B3F)	271	263	322	263	488	(235)
7号機	最下階 (B3F)	267	263	356	263	355	(235)

11

中越沖地震でひび割れだらけの原発建屋

地震により発生したことが否定できないひび割れ本数(5、6号機)

号機	建屋名	部 位	本数	最大幅(mm)	最大長さ(m)
5	原子炉建屋	耐震壁	38	0.6	3.8
		補助壁	3	0.25	2.9
		合 計	41	—	—
	タービン建屋	耐震壁	69	0.4	5.3
		補助壁	14	0.4	5.0
		合 計	83	—	—
	海水熱交換器建屋	耐震壁	3	0.3	2.7
6	原子炉建屋	耐震壁	24	0.35	4.5
		補助壁	52	0.25	3.1
		合 計	76	—	—
	タービン建屋	耐震壁	167	0.65	7.0
		補助壁	36	0.65	4.2
		合 計	203	—	—
	コントロール建屋	耐震壁	9	0.35	2.5
		補助壁	12	0.35	2.7
		合 計	21	—	—

地震により発生したことが否定できないひび割れ本数(7号機)

号機	建屋名	部 位	本数	最大幅(mm)	最大長さ(m)
7	原子炉建屋	耐震壁	11	0.3	3.0
		補助壁	50	0.3	3.5
		合 計	61	—	—
	タービン建屋	耐震壁	124	0.65	4.0
		補助壁	14	0.45	3.5
		合 計	138	—	—

13

液状化と防潮堤の耐震性能不足

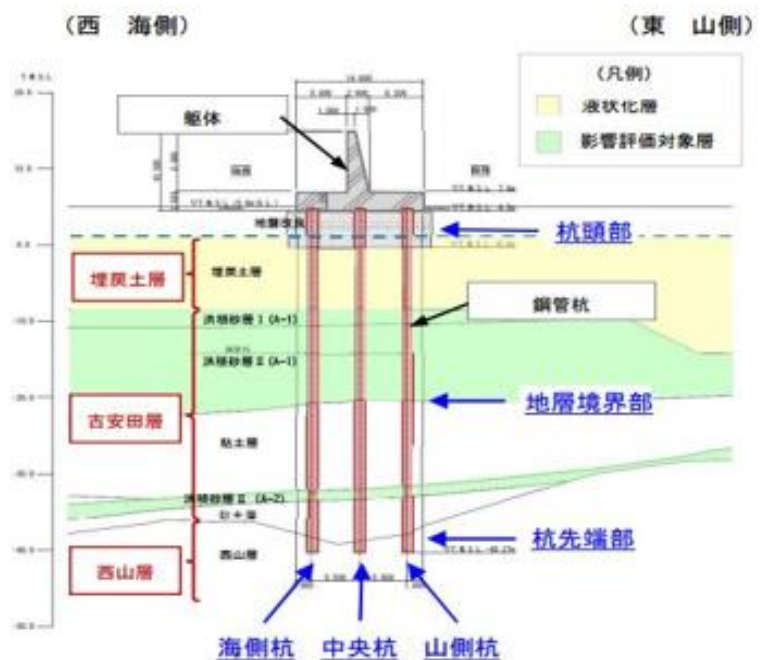
〔荒浜側の防潮堤に関して判明した事実〕

「液状化現象の影響が最も大きいと考えられる断面において、基準地震動 S_s に対し鋼管杭の支持性能が不足する見通し」

(被告作成資料より)

防潮堤内に海水が浸入する

想定される地震に対する安全性を有していない。



第5図 照査位置図(鋼管杭)

14